

西条市で事業を営んでいらっしゃる方々へ

～今、事業支援制度が入りこんできました。整理してお伝えします。是非ご活用を！～

- ・時短要請に応じた夜に酒類を提供するお店に2段階の【時短協力金】が出ます。さらに、国の【一時支援金】(次ページ)の併給も可能です。
- ・協力金の受給者以外の事業者は、【頑張ろう!事業者応援給付金】の申請が可能です。今年1月～5月の業況、または、昨年の業況によって給付可能です。

【酒類提供飲食店への時短協力金】

○東予地域など(県の松山市以外)の酒類を提供する飲食店の営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分までの時短要請に応じた場合

- ・4月26日～5月19日の全期間時短
⇒第1弾協力金(24日分)の支給対象
- ・5月20日～5月31日の全期間時短
⇒第2弾協力金(12日分)の支給対象

○時短に応じた協力金は【中小企業】は前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日。【大企業】等は、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可(上限20万円/日)

○国の一時支援金(次ページ)との併給が可能。
国の月次支援金との併給は不可

○その他条件:ネット検索して県のHP見て下さい「愛媛県 営業時間短縮等協力金 FAQ 松山市以外の市町」でネット検索→県の詳細条件のpdf

○申請:市のHPの「時短要請協力金・給付希望届」を提出したら申請手続きのご案内が市から郵送されます(5月19日頃)

申請詳細:決まり次第 市のHP

担当:産業振興課 0897-52-1482

申請窓口:西条商工会議所 0897-56-2200
(西条市朔日市779-8)

【頑張ろう!事業者応援給付金】

○今年(2021/令3)1月～5月の業況をみるパターン

- ・比較対象月の属する年の事業収入が個人120万円以上、法人240万円以上
- ・今年1月～5月のうち、いずれかの月の事業収入の前(または前々)年同月比減少率が30%以上
- ・法人:20万円、個人事業主:10万円 給付

または

○昨年(2020/令2)の業況をみるパターン

- ・2019/令和元年の事業収入が120万円以上
- ・年間事業収入の減少率が20%以上50%未満:10万円給付
- ・国の持続化給付金の受給者 または 年間事業収入の減少率が50%以上:20万円給付

○上の双方で

- ・時短協力金、国の一時支援金、月次支援金の受給者は対象外
- ・新規創業特例有り
- ・2021/令3年3月末までに納期を迎えた市税に滞納がない、等条件有

申請:

- ・申請書類は市のHPからダウンロードし、添付書類と合わせて郵送または市役所専用窓口持ち込み
- ・申請窓口はコロナ対策支援室:0897-52-5157
- ・場所:地域創生センター(西条市ひうち1-16)
- ・受付期間は5月24日～7月末

西条市新田197-4 TEL 0897-47-1000

Fax 0897-47-1001 info@shiraishi.cc
(私の携帯は 080-5685-0025)

お気軽にご意見や
ご相談をお寄せください!

ご意見・ご相談はQRコードから
Webで送信できます



裏面

衆議院議員

白石 洋一



国の【**一時支援金**】は**2回目**の緊急事態宣言（今年1月～3月 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県および福岡県）の影響緩和のもので、**今年1～3月**が対象。一方【**月次支援金**】は、**3回目**の緊急事態宣言又は**まん延防止等重点措置**（今年4月～**愛媛県等**）の影響緩和のもので、**今年4月以降**が対象です。双方の併給可能です。

【**事業の展開にかかわる各種補助金**】
国、県、市がそれぞれ出していますが、**事業再構築補助金**は**予算1.1兆円**の規模の非常に大きな制度です。

(緊急事態措置の影響緩和の為の)

【**一時支援金**】

第2回緊急事態措置地域の飲食店と直接・間接取引があるか、宣言地域の外出・移動自粛の直接的影響により、**今年1～3月のいずれかの月の事業収入が対前年（または対前々年）比50%以上減の法人最大60万円、個人最大30万円**給付

電子申請のみ

電話相談 0120-211-240 or 03-6629-0479
申請サポート会場 予約制(ネットか0120-211-240) 松山市三番町4-9-12 電算ビル

(緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和の為の)

【**月次支援金**】

第3回緊急事態措置地域・まん延防止等重点措置（**愛媛県等**）の飲食店と直接・間接取引があるか、措置地域の外出・移動自粛の直接的影響により、**今年4月以降の月の事業収入が対前年（または対前々年）比50%以上減の法人最大20万円、個人最大10万円**給付

【**時短協力金**】の支給対象飲食店給付対象外

【**月次支援金**】は【**一時支援金**】の手続きをほぼ踏襲する模様です。
電話相談 0120-211-240 or 03-6629-0479

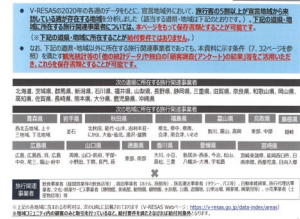
・【**一時支援金**】給付対象の影響の判定に、中小企業庁資料(https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf)を参照下さい。V-RESASの利用方法の説明があります。そのP.33 **新居浜・西条の旅行関連事業者（飲食、旅客運送、小売り等）**は本ページ↓を判定根拠の保存書類とすることが出来ます。

・提出書類「**一時支援金に係る取引先情報一覧**」は(2)の②と③の✓だけで済む事業者が東予地域にも多くあると思われるのでご確認下さい。

・申請前に登録確認機関の形式的な確認が必要です。商工会議所、商工会は登録確認機関です。会員でしたら電話だけの対応も可ですのでご相談下さい。既に取引のある税理士等の場合も同様です。

・**一時支援金の申請は5月末締切**です。仮登録・申込すれば**2週間程度**の**延長可能**です。とにかく申請送信して、後に修正するのも一つの方法です。但し、【**頑張ろう！事業者応援給付金**】で設けている**重複給付禁止**の条件にはご注意ください。

【参考2】保存書類の代表例⑤ 7ページ (8) 掲載



事業再構築補助金 ポストコロナ・ウィズコロナ時代に合った事業の仕方に転換を支援	売上(任意の3か月)がコロナ前比で10%以上減少の事業主(含個人) 事業計画を商工会議所等の認定経営革新支援機関や金融機関と策定 ■通常枠:新分野展開や業態転換等の支出の最大1億円までを中小は2/3、中堅は1/2補助 ■特別枠:上記に加えて「一時支援金」の条件に合う企業は最大1,500万円上乘せ	https://jigyousaikouchiku.jp/ 電子申請のみ コールセンター: 0570-012-088	
	生産性革命推進事業	通常枠 低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)	生産性革命推進事業
①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3	最大1,000万円 補助率2/3	ポータルサイト https://seisansei.smrj.go.jp コールセンター: 03-6837-5929
②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)	最大50万円 補助率2/3	最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4	②持続化補助金については各市の商工会議所または商工会にて対応可
③IT導入補助金 (ITツール導入やITワーク環境の整備)	最大450万円 補助率1/2	最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3	
コロナ対応 新ビジネスモデル補助金	コロナによる社会経済環境の変化に応じた新しいビジネスモデル(キッチンカー、ネット販売、ドライブイン形式でのテイクアウト等)の展開する事業主(含個人)を支援 補助率2/3 最大100万円を補助		西条商工会議所 0897-56-2200 周桑商工会 0898-68-7244
西条市: 地域産業競争力強化事業 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる	市内中小企業、農林漁業者等 ①成長産業等参入事業(最大200万円)、②販路開拓事業(最大50万円)、③人材育成事業(最大20万円)、④知的財産権取得事業(最大30万円)、⑤商店街空き店舗活用事業(最大30万円) 補助率いずれも1/2		①～④ 産業振興課 SICS内 0897-53-0010 ⑤産業振興課 0897-52-1482
西条市: プレミアム付地域商品券	プレミアム付き電子商品券と紙商品券販売(特期未定)		西条商工会議所 0897-47-0088 周桑商工会 0898-68-7244